

平成30年度第2回君津市介護保険運営協議会 会議録

◇ 開催日時 平成30年12月7日(金) 19時00分～21時00分

◇ 会 場 君津市生涯学習交流センター 2階 201会議室

◇ 公開又は非公開の別 公開

◇ 出席委員 小樽 二世(会長)、林 英一(副会長)、阿曾 まり子、
安西 好子、伊賀 浩、磯部 博子、塩谷 保幸、
兼子 健一、関口 牧江、津金澤 寛、仲野 和夫、
箱田 純子、原 比佐志、水野谷 繁、山中 家道

以上 15名

◇ 欠席委員 なし

◇ 出席職員 濱松高齢者支援課長、入江地域包括支援室長、野村介護給付係長
三澤介護事業支援係長、鳥居介護管理係長

以上 5名

◇ 傍聴者 なし(定員5名)

◇ 議 題 1 地域包括支援センター運営事業受託法人選定の承認について
2 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について
3 介護予防支援業務を委託する事業所について
4 第8期介護保険事業計画の策定に向けた在宅介護実態調査に
ついて

1 開 会

(濱松高齢者支援課長)

皆様お揃いになりましたので、平成30年度第2回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。進行を務めます保健福祉部高齢者支援課長の濱松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

君津市審議会等の会議の公開に関する規則によりまして、審議会等の会議につきましては一部を除いて公開することとされておりますが、本日は傍聴を希望される方はおりませんでしたので、ご報告いたします。

まず委員改選後、初めてこの会議に出席されております仲野委員から自己紹介をお願いいたします。

【 仲野委員自己紹介 】

2 会長挨拶

(濱松高齢者支援課長)

小樽会長より一言ご挨拶を頂きたいと存じます。

【 小樽会長ご挨拶 】

3 議 題

(濱松高齢者支援課長)

それでは、これより議題に入るわけですが、君津市介護保険規則第5条の5により、議長は会長が行うこととなっておりますので、進行につきましては、小樽会長よりよろしくお願いいたします。

【議長：小樽会長】

(議長)

ただいまの出席委員は15名です。したがって委員の半数以上に達しておりますので、ただいまから君津市介護保険運営協議会を開会いたします。

まず、本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。仲野委員を議事録署名人に指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。はじめに、議題1「地域包括支援センター運営事業受託法人選定の承認について」を議題といたします。本議題につきましては、伊賀委員、水野谷委員におかれましては、申請法人の関係者となりますので、本議題につきまし

ては、伊賀委員、水野谷委員を除く委員の方々に審議をさせていただきます。恐れ入りますが、お二方におかれましては一度、ご退室をお願いいたします。

【伊賀委員・水野谷委員退席】

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

(三澤介護事業支援係長)

議題1 地域包括支援センター運営事業受託法人選定の承認について ご説明させていただきます。事前配布させて頂きました議題1の資料からご説明させていただきますのでご覧ください。

地域包括支援センターの委託について、本市の地域包括支援センターにつきましては、平成18年10月から平成28年3月まで君津市が直営いたします地域包括支援センター1か所で運営を進め、平成28年4月からは君津市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づきまして、市内を3区域に分割し、市が直営するセンター1か所、外部委託により設置したセンター2か所により運営をしているところでございます。この委託により設置したセンターにつきましては、平成31年3月31日をもちまして、3年間の委託契約期間が満了となります。現在の君津市中部地域包括支援センター、君津市東部地域包括支援センター、こちらの運営について満了となることから、来年度、平成31年4月1日からの地域包括支援センター運営事業を受託する法人を公募いたしまして、資料のとおり受託候補法人を選定いたしましたので、こちらについてのご承認をお願いしたいというものです。

募集にあたっての、管轄地区、こちらは資料中程の表のとおりとなっております。

こちらは、昨年度策定いたしました第7期介護保険事業計画におきまして、現在、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員の地区割と、地域包括支援センターの管轄区域に一部不一致があるということで、これを一致させる方向とする計画としておりますので、表1の君津地区の一部、小糸地区を管轄区域とする地域に北子安を加えております。2については、清和、小櫃、上総が管轄する区域となっております。

次に、受託法人の公募と選定についてでございますが、受託法人の公募については、平成30年9月28日から10月31日まで事業者からの応募を受けまして、応募は、各区域とも1事業者からあったという状況になっております。応募法人ですが、現在地域包括支援センターの運営事業を受託しております医療法人社団今城会、社会福祉法人芙蓉会から応募があったという状況でございます。

事業者から応募をいただいたのち、平成30年11月14日に市の内部職員から構成いたします「君津市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会」を開催いたしまして、選定委員会において、法人による事業提案及び応募内容の審査を行い

まして受託候補法人を選定いたしました。

選定委員会における審査の基準及び採点につきましては、本日配布させて頂きました資料、こちらの方をご覧ください。資料の3ページ目でございます。こちらが採点の基準となっております。採点基準表につきましては、全23項目の審査項目ごとにそれぞれ5段階評価で、10名の選定員が、応募の内容ですとか、事業者から受けた事業提案の内容、こちらを踏まえて評価、採点をしております。

続きまして、7ページ目をお開き頂けますでしょうか。この選定委員会の事業者の選定要領では、10名の各選定員が採点した点数の合計を合算いたしまして、最高点、満点の6割以上の評点を得た法人を受託候補者法人として選定するとしており、採点結果といたしましては、医療法人社団今城会、社会福祉法人芙蓉会とも、採点により最高点である2,000点の6割である、1,200点以上の評点を得たため、受託候補法人として選定したものとなっております。

事前配布させていただいております資料にお戻りいただけますでしょうか。資料裏面、3の受託候補法人について、になります。(1)君津中部地区の受託候補法人につきましては、医療法人社団今城会、配置予定職員につきましては、専門3職種のうち、主任介護支援専門員が2名、社会福祉士が1名、保健師等が2名と新たに法人内部での異動を予定する保健師等の計6名、事務職1名、全体で7名としており、事務所の設置場所については、現在の君津市中部地域包括支援センターと同じ君津市八幡64番地でございます。委託料については、平成31年度から33年度の各年度とも3,822万6千円でございます。次に(2)君津東部地区の受託候補法人については、社会福祉法人芙蓉会、配置予定職員については、専門3職種のうち、主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名、保健師等1名と、新たに雇用いたします主任介護支援専門員の計5名、事務職1名の全体で6名としており、事務所の設置場所については、現在の東部地域包括支援センターと同じ君津市広岡375番地となっております。こちらの委託料については、平成31年度から33年度の各年度とも3,356万円となっております。委託の期間につきましては、両センターとも平成31年4月1日から平成34年3月31日となります。以上で議題1、地域包括支援センター運営事業受託法人選定の承認についてのご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。ご質問等ございますか。

(林委員)

特に選定結果についてはではないんですけれども、受託法人の公募と選定について、というところで、市の内部職員から構成する君津市地域包括支援センター運営事業受

託事業者選定委員会ということなんですけれども、地域包括支援センターというのは、非常に市民に密接している事業だと思うんですね。そういった中で選考委員に民間あるいは、介護事業者等の有識者等を入れていって透明性を図るというような考えはないのでしょうか、今後のなかで。

(三澤介護事業支援係長)

今後ということになると思うんですけれども、公募をする前に近隣市の状況というものを確認して公募を実施しておりますが、近隣市においても委託する地域包括支援センターの公募に関しては市の内部職員で選定していて、外部の民間の方は入れていないという状況がございます。また、本市の内部でも様々な業務委託がございますが、市の内部においても民間を入れることはあまり例がないということですので、次回実施する際には研究したいとは思いますが、現時点ではそういう状況であります。

(林委員)

例えば、今回保育園の整備事業を実施した際には、選考委員の民間公募をしていたと思うんですけれども、それも市の事業ですよ。

(三澤介護事業支援係長)

保育園の整備については、性質が業務委託とは異なります。

(濱松高齢者支援課長)

業務委託という形ではないですね。

(林委員)

わかりました。ありがとうございます。

(三澤介護事業支援係長)

また、次回実施する際には、外部の方を入れるかどうかについて検討してまいりたいと考えております。

(議長)

他にございますか。

(安西委員)

先程の説明のなかで、私の聞き違いかどうかわかりませんが、委託する管轄地域を今回見直したというようなお話を伺ったんですけど、今まで民生委員の中地区が2つ

の包括支援センターに分かれてましたね、これが今回は1つになるわけですか。

(三澤介護事業支援係長)

はい。中地区に不一致があったということで、様々なご相談を受ける際にどちらのセンターに行ったらいいのかという状況にあると伺っておりますので。

(安西委員)

そうですね、だから民生委員の定例会でも必ず包括が来てくれるんですけど、その時も中部が来るのか、本庁が来るのか、その点で凄く議論が出ていたんですね。今回この第2次計画については、ひとつのセンターが中地区に入るんですか。で、人数的にはあまり変わらないんですか。

(三澤介護事業支援係長)

中部地域包括支援センターの職員数ということでしょうか。

(安西委員)

職員数ではなくて、管轄する地区の。

(三澤介護事業支援係長)

管轄する地区の高齢者人口は当然増えます。

(安西委員)

そこには委託費は多くするんですか。

(三澤介護事業支援係長)

管轄する地区の高齢者人口が増えることで、当然、相談件数も増えることが想定されますので、職員数について、前回の委託よりも1名増ということで。

(安西委員)

そうですね、じゃ今度丸く収まるわけですね。ありがとうございます。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(仲野委員)

受託法人が選定されたということですから、それに関連してですね、包括支援セン

ターが分かれまして大分経ちますけれども、我々シニアクラブだけじゃなくてですね、地域住民からも包括支援センターの活動の内容がまだまだ理解されていないというのはあるんですね。私の方は自治会単位で単位クラブが集まっているんですけども、そこで申請者から、最初、去年は7名来てくれました。全員がですね。それで一人一人簡単ですけどお話されてました。それで顔合わせをしてくれました。その後、地区の文化祭でも職員が来てやってくれました。今年は地区でサロンをやったんですけども、センター長と職員が1名来てくれて、私の方の単位クラブ、自治会では凄く身近になりました。ただ、単位クラブの会長さんが集まる小櫃支部では、包括支援センターの利用について説明をしても、それは介護保険だと、自助公助共助の共助の方の一手手前の話で包括支援センターに相談しようということと言ってもなかなか…。あれは介護保険だよ、ということで。この前も市のシニアクラブの理事会でもなかなか地区の支部長さん、福祉部長さんも理解を頂いていないものですから、市の方も大変でしょうけど、何らかの形でですね、支援センターはこういうふうにやっていただけるよと、松丘ですから、身近に感じていないんですね。ところが、電話一本すれば、すぐ支援センターの職員が来てくれるんです。そういうのが実際利用しないとわからないんですけども、その辺がですね、我々老人の方々やその家族もですね、申し訳ないからなんて、そういうのもありますね。ですから、その辺ちょっと包括支援センターの職員の方は色んな地区行事に来て説明していただけます。ただ、その辺がまだまだと思いますので、もう一回また同じ事業者の方が選定されましたので、そういう面ではまた色々経験されていると思いますけれども、市の方の広報っていうんですか、バックアップをお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

(濱松高齢者支援課長)

ありがとうございます。市の方もですね、やはり地域の身近にあるということもありますので、十分広報して、使っていただきたいということで努力していきたいと思います。

(津金澤委員)

すみません。今凄く面白い話だなと思って聞きました。地域包括支援センターが何故住民に浸透しないのでしょうか。それはどういう様な原因があるという風に設置側は考えているのでしょうか。

(濱松高齢者支援課長)

回覧だとか、一般的な媒体で通常広報はしていますけれども、ひとつは実際に介護を受ける身にならないと、なかなか身近なものになっていかない部分があるのかなと思います。それから、色んな講座、会合だとかそういうところに赴いたなかで、個別

にもう少しきめ細やかな広報、周知活動に努めることが必要かなというところはですね、今後やっていきたいなど。広報活動の工夫をしていきたいかなと思います。

(津金澤委員)

広報活動は確かにそうだと思うんですけども、実感的に事業をやっているのは、使ってみて良かったという実感があると勝手に口コミで広がっていくものだと思うんですよ。だからその、使ってみて良かったっていう成功体験が住民側に全く無い、またはほとんど無いので、だから何やってるのかわからないっていうような空気が出来上がってるのかなっていう気がしているので、だからもう少しこういうことだと活用できますよ、地域包括支援センターがありますよじゃなくて、地域包括支援センターというのはこういうことが出来ますよ、こういう相談が出来ますよっていうもう一歩踏み込んだ紹介の仕方っていう場を増やすと少し変わるのかなっていう気がします。これは意見です。

(仲野委員)

それと関連ですけれども、確かに認識がないと言いますが、私の方の地区は顔を合わせてますから、すぐ電話するんですね。で、困ったことがあってこうだということを、その集まりです、利用された方から発表してもらいます、こうだよっていう。そうするともう凄く身近に感じるんですよ。ですから、やっぱり私のひとつの単位クラブや、ひとつの自治会だけじゃなくて、我々もまたシニアクラブとかで広報したいと思うんですけど、そういう面でまた市のバックアップをお願いできればということなんです。我々もひとつずつ広めていきたいと思います。で、昨日地区社協の方で、社会福祉協議会の運営本部3人計画で募りましたが、その中でもですね、民生委員とそれから社協のボランティアの方とか、そういう方々についてですね、どういう活動するかってあったんですけども、そこで私、地域包括支援センターもその一員として入れてくださいよと言ったんですけど、民生委員の方はやっぱり個人情報の保護とかあって横の連絡が中々とれないと、でも地域包括支援センター自体は市役所と同じなんだから、遠慮なくそこで個人情報も皆保護してくれるし、理解して貰えるよって言ったんですけどね。それもひとつひとつまたシニアとしては広めていきたいと思いますが、皆さんの方もまたそういう面でひとつ。皆さん、支援センターの方々は凄く一生懸命やってくれます。もう、電話するとね、すぐに来てくれるんですよ。で、色々相談に乗ってくれてますから。折角、市の方から何千万もお金使ってるんだよと、それを皆さん方利用してくださいよと言ったら、ああそうですかって。だからそういう面でもですね、またPRというか、理解をしていただければと思います。我々も頑張りますけども、また皆さんどうぞよろしくお願いします。

(濱松高齢者支援課長)

ありがとうございます。市でやれることも状況によっては限界がありますので、またそういった方々と協力しながらですね、是非知っていただきたいということで今後協力を得ながらやっていきたいと思えます。

(議長)

私からは簡単に確認ですけど、市の内部職員っていうのは誰なんですか。

(三澤介護事業支援係長)

保健福祉部という部がございまして、保健、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉など、部内の部課長が7名、それと市の内部で総務課長、財政課長、経営改革推進課長で構成しています。

(議長)

あと、点数の結果というのは当然それぞれのところには教えていないんですよ。

(三澤介護事業支援係長)

点数の方は教えてはいないです。

(議長)

先ほどの点数をもって、こういうところを改善して下さいという、そういう情報のフィードバックというのはされるのですか。

(三澤介護事業支援係長)

採点結果、具体的に個々の点数がどうだったのかということについては公表しない方針です。

(議長)

わかりました。ありがとうございました。

(議長)

他に大丈夫でしょうか。では質疑を終了します。

議題1「地域包括支援センター運営事業受託法人選定の承認について」原案の通り承認される方は挙手をお願いいたします。

挙手全員でございますので、議題1は承認されました。

では、議題1が終了しましたので、伊賀委員、水野谷委員は入室ください。

【伊賀委員・水野谷委員入室】

(議長)

では、次に 議題2「地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(三澤介護事業支援係長)

引き続き、議題2 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について、ご説明させていただきます。事前配布した議題2の資料をご覧ください。1番目、地域密着型サービスというサービスでございますが、介護を要する方が、可能な限り住み慣れた自宅、または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供される介護サービスとなっております。

原則として、この地域密着型サービスにつきましては、その市町村の住民のみがサービス利用可能となっております、事業所の指定、あるいは指導監督、そういった権限は、保険者である市町村が有しているということになっております。

こちら本市では、平成30年3月に策定した「君津市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」におきまして、この地域密着型サービスのうち、いずれも、在宅で介護を要する方を支援する事業となっておりますが、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、こちらの事業所につきまして、それぞれ各サービス1事業所ずつ、こちらを平成31年度中、来年度に整備することを計画しております、これに基づき整備する事業者の公募と選定を進めましたというところでございます。

本件につきましては、この選定の結果についてのご承認をお願いしたいというものになります。

選定結果の前に、各事業のサービス内容についてご説明させていただきたいと思います。事前配布させていただきました資料、A4横の資料になります。24時間の定期巡回・随時対応サービスと書いてある資料、こちらをご覧ください。こちらは、厚生労働省の資料で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらのサービスの概要を示しているものになります。ページの中央の部分にサービス提供のイメージ図がございます。サービス内容といたしましては、在宅の要介護者に対しまして、訪問介護員及び看護師が日時を決めて、定期的に自宅に訪問いたしまして、訪問介護、訪問看護サービスを提供するほか、イメージ図の中央になりますが、緊急時には、利用者が事業者から配布される通信機器等を介しまして、事業所に配置されるオペレーターに通報することで、24時間対応で、随時の緊急的な訪問によりサービスの提供を行うことができ

るという事業となっております。

続いてのページをご覧ください。一番上に小規模多機能型居宅介護の概要とある資料になります。小規模多機能型居宅介護につきましては、図左側に記載がございます利用者の自宅、こちらを中心といたしまして、図右側、事業所への通い、泊まりのサービス、利用者宅への訪問、通いと泊りと訪問、こちらのサービスを1つの事業所の中で複合的に提供できるというサービスとなっております。この事業は、1つの事業所で、これらを組み合わせて提供することで、利用者や家族のその日の都合ですとか、身体の状態などに即時、柔軟に対応できる利点があることで、在宅での生活の継続を支援することができるという利点がございます。

続いてのページをご覧ください。続いてが看護小規模多機能型居宅介護の概要でございます。この事業は、先程の小規模多機能型居宅介護に訪問看護を複合させたサービスとなっております。事業所に看護師を配置いたしまして、小規模多機能型居宅介護と同様、通い、泊まりといったサービス、介護従事者による訪問に加えまして、看護師が訪問によりサービス提供ができる事業となっております。比較的、医療ニーズが高い方への支援が期待できるサービスとなっております。以上で、各サービスの事業概要のご説明とさせていただきます。

資料戻りまして、左上に議題の2と記載のある資料をご覧ください。2番目、整備予定事業者の公募と選定でございます。整備予定事業者の公募は、平成30年8月27日から10月31日まで、こちらの期間で事業者からの応募を受けております。先ほどの地域包括支援センターと同様、市の内部職員で構成いたします君津市地域密着型サービス施設等整備予定事業者選定委員会におきまして、法人による事業提案及び審査を行いまして整備予定事業者を選定したというところでございます。応募の状況と審査結果につきましては、本日当日配布させていただきました資料の11ページ目でございます。

まず、こちら11ページ目、応募の状況でございますが、応募の状況といたしましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちらが応募1事業者、小規模多機能型居宅介護については応募がありませんでした。看護小規模多機能型居宅介護につきましては応募が1事業者という状況となっております。こちら、事業者からの応募を受けた後、市の内部職員から構成する先ほどの委員会において選定した結果が、資料中ほどでございます。まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備予定事業者につきましては、株式会社アビタシオン、整備予定地は 君津市八重原1338番1となっております。開設予定年月日は、平成32年（2020年）3月1日としております。次に看護小規模多機能型居宅介護の整備予定事業者につきましては、セントケア千葉株式会社、整備予定地は君津市大和田4丁目2番14でございます。開設予定年月日は、平成31年（2019年）11月1日としております。それぞれの審査結果については、13ページ目、15ページ目に記載をしておりまして、各審査項目ごと

に審査をして、採点が満点の6割以上に達している法人を整備予定事業者として選定しております。

続いて応募事業の概要についてご説明させて頂きたいと思います。資料の17ページ目をご覧ください。初めに、株式会社アビタシオンから応募がございまして定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要についてご説明させていただきます。こちら定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業形態については一体型、開設予定地は、先ほど申しあげました君津市八重原1338番1としております。

次のページをご覧ください。19ページ目ですが、同一敷地内で行う他の介護保険及び保健医療等の事業につきましては、事業者において、利用定員104名の住宅型有料老人ホーム等を建設する予定としておりまして、こちらの住宅型有料老人ホームの1階部分に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所を併設する予定としております。事業開始予定については、先ほど申しあげました平成32年(2020年)3月1日の予定としております。続いて23ページ目をご覧ください。応募法人の法人概要書のうち、法人が実施している介護サービスの事業の実績になります。法人が実施している介護サービス事業実績といたしましては、介護付き有料老人ホーム、こちらを福岡県、千葉県で展開しているという状況になっております。公募した事業である定期巡回については、事業実績がございませんが、応募法人のグループ会社で、同じく住宅型有料老人ホームに併設する定期巡回、こちらの実績があるということで伺っております。

続いて、資料29ページ目、A3の資料になりますが位置図になります。設置予定地は、特別養護老人ホームウイステリア八重原さんから若干離れた位置にございますが、南側に設置をする予定としております。三直と八重原のちょうど境となります。

続いて31ページ目が平面図となります。この住宅型有料老人ホームにつきましては、3階建てを予定しておりますが、そのうちの1階部分、図では下側の中央に定期巡回の事務室を設置する予定としております。その他、医療機関ですとか、介護サービス事業所では通常規模のデイサービス、居宅介護支援事業所を設置する予定としております。

続いて、看護小規模多機能型居宅介護の応募事業の概要についてご説明させていただきます。資料が35ページとなります。セントケア千葉株式会社から応募がありました看護小規模多機能型居宅介護の概要ですが、まずサービスの種類等のうち登録定員等についてですが、この事業は、登録定員は、基準上の上限である29名とされておりました、通い定員を18名、宿泊定員を7名としております。事業所におきましては、この登録された29名の方に対してサービス提供を行うという形になっております。開設予定地は君津市大和田4丁目2番14です。

次のページをご覧ください。同一敷地内で行う他の介護保険及び保健医療等の事業、こちらについては、既存事業所ありで、認知症対応型共同生活介護と記載がございま

す。認知症対応型共同生活介護とは、認知症の症状がある方が、共同で生活をしながら、介護、機能訓練等を受けられる事業所となりますが、現在、大和田4丁目でセントケア千葉株式会社が運営をしております、この認知症対応型共同生活介護、全3階建てとなっておりますが、このうちの1階部分を改装し、看護小規模多機能型居宅介護の事業を実施しようとする計画となっております。事業開始予定は、平成31年(2020年)11月1日としております。

41ページ目をご覧ください。法人が実施している介護サービス事業の実績がございます。こちら千葉県内に多くの事業を展開しておりますが、今回公募した看護小規模多機能型居宅介護の事業につきましては、41ページ、一覧の上から4事業所で運営をしている実績がございます、近隣では木更津市において運営がされております。

続いて51ページ目をご覧ください。A3の資料で事業所の平面図となります。この看護小規模多機能型居宅介護事業所を運営するにあたりましては、設備の基準といたしまして、各部屋に必要となる面積の要件がございます。まず居間・食堂については、事業所が設定した通いの定員に対して、1人あたり3㎡以上という基準がございます、基準上は54㎡以上の面積が必要となっておりますが、図面では、右の中ほどに記載のとおり有効面積が71.64㎡あることから、居間・食堂の基準につきましては満たされております。

また、利用者の泊まりのサービスに対応する宿泊室につきましては、全部で7室ございまして、基準上7.43㎡以上の面積が必要となっておりますが、平面図の左側、上下に7室ございまして、いずれも10㎡以上は有しており、この宿泊室の面積についても基準は満たされております。その他、台所、浴室、消火設備も基準上必要とされておりますが、これらについても満たされていることを確認しておりますが、浴室につきましては、現在、一般浴が設置されているということで伺っておりますが、比較的中重度の方の受入に対応するため、特殊浴槽を設置する、そのための必要な改修をする予定と伺っております。以上で、今回応募があった事業の概要のご説明とさせていただきます。なお、こちらの事業の実施にあたりましては、事業所の改修、開設前の準備経費等について、千葉県の補助金を活用いたしました補助をする予定としております。以上で、議題2 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定についてのご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長)

では、事務局の説明が終わりました。何かご質問等はございますか。

(林委員)

定期巡回の選定の方で質問させて頂きたいのですが、まず27ページの利用者数なんですけれども、私ども定期巡回の事業者でありまして、中々この契約者数を出

すのは難しいかと思うんですね。その根拠として1つ考えられるのが、有料老人ホームをやるという事ですので、その入居者を対象に定期巡回を展開していくというというような認識の元での選定になっているのでしょうか。

(三澤介護事業支援係長)

そうですね、この法人では無いのですが、この法人のグループ会社の方がやはり同様に、千葉市において住宅型有料老人ホームとそれに併設した定期巡回の事業所を運営してまして、そこでは正確な数字は失念してしまいましたが、大体50名近くの方に定期巡回の事業を実施していらっしゃるということで伺っています。この45名というのも、住宅型有料老人ホームの方に対してサービスを提供するという事で想定されているものとして認識しています。ただ、住宅型有料老人ホームだけですと、今問題になっている囲い込みという事が懸念されますが、本年度より定期巡回の運営基準が改正されまして、併設する場合は同一敷地内の施設だけでなく、地域に必ず展開しなければならないという基準が、運営の基準で設けられたところになっておりますので、住宅型有料老人ホームだけでなく、必ず地域に展開して下さいということでお願いしているところですし、また運営状況がそういったところで適切なのかどうかといったような、指定した、順調に指定されればの話になりますが、運営状況がどうなのかということは指導していきたいということで考えております。

(林委員)

ありがとうございます。今の質問大体わかったんですけども、要するにやはり居宅もやるということを見ると、やはり今の解答どおり囲い込みが非常に懸念されると思いますので、それについて居宅の権限は市町村にありますので、しっかり指導して頂ければと思いますのでよろしくお願いします。

(三澤介護事業支援係長)

補足になりますが、住宅型有料老人ホーム、こちらの設置にあたっては、事前に市から事業者に対して意見書というのを交付しておりまして、この住宅型有料老人ホームの設置の意見書に関しましても、そういった囲い込みはしないようにということを含めて事業所に対して意見書を出したところになっています。

(兼子委員)

看護小規模の関係で、平面図でご説明があったのですが、ケアとか介護度が高かったりという方が多いということで、トイレのところで質問なんですけど、車いす対応が1個で、右片麻痺の方で左側に手すりを付けるような設定になっていて、逆の場合は、トイレはあるのですが、間口が広くて車いすが入らなかったりとかということで、そ

ういった左右の麻痺とかの状況によってトイレに誘導して貰えるというところに格差が生じてしまうのかなど、物理的、環境的な要素を含むことが発生するかなということが見て取れたのですけれど。

(三澤介護事業支援係長)

そうですね、また事業者とトイレの設置の方法ですとか、場所等にそういった意見を頂いたということで、事業者の方に確認したいと思います。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(水野谷委員)

先ほど林委員からお話があった点、その通りだと思います。またご説明いただきましたけど、市の方からもそれなりの意見を付して頂いたということですので、囲い込みとか、有料マンションの入居者しか面倒をみないみたいな偏ったことにはならないように、生活援助の一定回数を超えた場合には市の方で地域ケア会議にかけるとかあると思いますのでよろしくお願いします。質問が、素朴な単純な質問ですけど、採点表を見させて貰ったら、セントケアさんと、アビタシオンさんの点数に差があるということで、これはそれぞれ微妙に項目が違うとか、配点もその他、満点も異なるのですか。

(三澤介護事業支援係長)

アビタシオンの審査と、セントケアの審査を、日程調整の都合上、日を分けて実施したのですが、選定委員が急遽1名参加出来ない状況で、アビタシオンの方がなっております、その1名分少ない採点ということになっております。

(水野谷委員)

その分、差異があったということですね。

(三澤介護事業支援係長)

選定の基準に関しましては、提案審査に出席した内部の選定委員の満点の6割ということにしておりますので。

(水野谷委員)

それで確認しているということですね。ありがとうございました。

(津金澤委員)

アビタシオンの方で伺いたいのですが、おそらく住宅型有料老人ホームなので、そこで囲い込むだろうと容易に予測できるんですけども、市からやらないで下さいねと事前に言っている。じゃあ今経営している有料老人ホームはどれくらい声掛けしているのか調べていますか。

(三澤介護事業支援係長)

聞いていますが、先程いった50名程度と。

(津金澤委員)

半分くらいしか、内部サービスは使っていない。

(三澤介護事業支援係長)

地域展開している分は少数と言う事で聞いています。

(津金澤委員)

通常訪問介護を使っている人は半分、定期巡回を使っている人は半分と言う意味でお答えになってると思うんですけど、それって囲い込みですよ。だからそうなる困るからということで、林委員も言ったと思うのですが、多分この会社はばっちり顧問弁護士がついている会社なので、きちんとやっていかないと全部もって行かれちゃうと思うんですけど、大丈夫なんですかね。我々地域展開をするために定期巡回をやるってやって来た側からすると、有料老人ホームが建って50人を取られて、その方が簡単に儲かるから、皆それでやろうとなっちゃうと、地域の介護力が一気に下がっちゃうかなんて、あんまり思わないで認可したのですよね。

(濱松高齢者支援課長)

そこら辺は、そういうことの無いようにという事で、その方を指定しますので、きちんと監督しながら実際の状況を確認していくというのが、まず1つ、役割となっておりますのでそれはきちんとやって行きたいと思っています。

(津金澤委員)

定期巡回は地域密着サービスなので、君津市民以外は使えないという前提があったと思うんですけど、住宅型有料は他市町村と各都道府県から移って来る事も想定されますが、その場合の対策としてはどういう事を考えますか。

(三澤介護事業支援係長)

地域密着型サービスは、住所地特例の方に対してもサービスを提供出来ると思いますので。

(津金澤委員)

使わせちゃいますか。

(三澤介護事業支援係長)

法的に使うことが出来ますので。

(津金澤委員)

じゃ、本当にやりたい放題になってしまうのですがそれでいいのですか。神奈川県から有料老人ホームに入りました、で、君津市の定期巡回をじゃぶじゃぶ使います、お金を払うのは神奈川県だからいいや、ということ。

(三澤介護事業支援係長)

そこはしっかり運営基準等を守っていただくよう指導していきたいですが。

(津金澤委員)

例えば、君津市民の人が何割以上入る有料老人ホームにして下さいねとか、君津市の人が何割以上使う定期巡回にして下さいね、ということは出さずに公募してしまったから、これはこれでやるしかないということですね。

(三澤介護事業支援係長)

ただ、指定にあたっては、条件を付すことも可能ということで厚労省は示しているんですけども、例えば何割以上は地域展開してくださいよということで、条件を付して指定をするということも出来ますので、それは指定にあたって検討しないといけないと思います。

(津金澤委員)

まだ、指定はおろしていないという状況なんですね。

(三澤介護事業支援係長)

指定はこれでおりにいるわけではありませんので。

(津金澤委員)

じゃそこは是非、アリバイ作りの会に使われたらたまらないので、いち市民の声として聞いて頂きたいなと思っています。100床有料が出来ると、介護職がそこに吸

い上げられていくと思うのですが、ただでさえ地域に介護職が足りない中にそういう物を作るというリスクには何か対策はありますか。作っちゃったからしょうがないよと。人が集まらない特養さんやデイサービスの皆さんは自助努力をなささいというスタンスですか。

(濱松高齢者支援課長)

計画にあたって、介護の人材を配置するというのは、事業者がまずはどういう形で人材を集めていくかについては、直接市の方でこうなさい、ああなさいという話は、経営に入る部分ですので出来ないのかなと思っていますけれども、実際に君津市の方と、逆に今働いていない方も、場合によっては、そこに働きに行くことが出来る。いろいろな良い面も悪い面も両方兼ね備えてはいると思うんです。見方によっては、委員のおっしゃられた場合も考えられますけれども、そこら辺は、事業者の努力とかで何とかしていかなくてはいけない部分なのかなと、そういう中途半端な回答で申し訳ないのですが、市が全てこうなさい、ああなさいと言うことはできない部分もあるのかなと。

(津金澤委員)

市の認識として、もう少し工夫すれば君津市内の介護人材は、捻出出来るだろうと思っているのか、いやもう危険水域に達成しているから、市の方と一緒に考えていけないといけないと思っているのかっていうところが聞きたかったのです。今の解答ですと、もう少し工夫すれば出てくるでしょ、というニュアンスなんですよ。

(濱松高齢者支援課長)

そうですね。人材についてはまだまだ居ないという訳ではないという風に考えてはいます。

(津金澤委員)

では、今回でなくても良いので、後日その根拠をお示し頂けると。濱松課長に言いますのでよろしくお願いします。最後になりますけど、グループホームの1フロアを潰して看多機に変えるというアイデアはグッドアイデアだと思うんですけど、グループホームを作る時の補助金は貰っていないと判断していいんですかね。

(三澤介護事業支援係長)

作るときには交付はしていません。

(津金澤委員)

では、特に問題なしということですね。ありがとうございます。

(濱松高齢者支援課長)

先ほどの根拠ですけれども、具体的に何をもち根拠にすればいいのかというのが、今現時点では。

(津金澤委員)

我々は根拠が有るんですよ、応募しても人が来ないっていう。だから、見つかったなと思っていて、あ〜大変だ、外国人を投入しなければいけないっていう結構切実な感覚なんですけど、それに対して市の方で、いやいやもう少し工夫すれば何かあるでしょうと言ってくるってことは、何か根拠があって言ってるのだろうなと思ったので。その擦り合わせをしたいなと思っています。

(濱松高齢者支援課長)

そうですね、今、国の方が、高齢者の介護、共に支え合うということで、なおかつ仕事もやりやすいようにというような事で動いておりますので、数字がどうだという事については何とも言い難いですが、国の方も、高齢になっても就労できるようになっている事もあるので、そこを持って、具体的な数字は示せないけれども、今後働いていない方もそういうところに就職しやすい状況にあるのかな、という意味合いで回答させて頂きたいということですね。

(津金澤委員)

じゃ、根拠は無いけれども、印象としてそう思っているというお答えでいいんですね。

(濱松高齢者支援課長)

そうですね。

(津金澤委員)

そしたら、その印象は間違っているかもしれないので、正確なところをご理解頂いて、一緒に介護現場の疲弊を救って頂けたらありがたいなと思っています。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(伊賀委員)

この図面を見ると、やっぱりこのところで売りにするのは透析だよな。

(三澤介護事業支援係長)

透析も、そうです。

(伊賀委員)

透析が21床となると、でかいよね。玄々堂はどれくらい持ってるの。

(三澤介護事業支援係長)

玄々堂さんが、どれくらい持っているかは、ちょっと情報が無くて申し訳ないです。

(伊賀委員)

その辺とのバランスとか、そのいうのもしないと。多分透析をもっている、クリニックを持ってる、眼科を持ってってなると、人集めをしようという、それからデイサービスを持ってってなると、全てその辺を売りにしてやろうというのだけれど、津金澤委員が言われたように、何か他所から連れてくるような、そういうようなのが多いような気がするのだけれど。それともう一つ、透析これだけやるなら医者もいるわけだよね。そういう何人分の医者の数とかそういうのは。

(三澤介護事業支援係長)

今回の公募自体については定期巡回の事業についての公募になりますので、また医療機関等については別途、県の医療整備課等と調整して下さいという事は事業所の方にお伝をしております。

(伊賀委員)

これはもう一回あれですかね。医者の数がこれとこの人を使うとかね、この方を使うとか、そういうのは具体的にでるわけ。

(三澤介護事業支援係長)

具体的には、介護保険の立場から言えば、申し訳ないのですが医療保険側になりますので。

(伊賀委員)

そっちの方に任せるとのことだね。

(三澤介護事業支援係長)

そういうことですね。

(伊賀委員)

ということは、これを許可すれば、じゃあこれを作るよとなった時点で、今度は医療整備課が医者は、こうしろ、こうしろという事を言う訳だ。それはそれにそぐわなければ、没になる訳だ。

(三澤介護事業支援係長)

そうなると思います。必要な医師の方などの配置が出来なければ。ただ、住宅型有料老人ホームの設置と医療機関の設置は管轄が分かれておりまして、住宅型老人ホームは実際許認可ではなく届出で設置が出来るものになっておりますので、住宅型老人ホームについてはおそらくこのまま、事業が進むのかなという認識は持っています。

(伊賀委員)

これ隣がね、三枝先生がやられているウイステリアでしょ。そここの話し合いみたいなのはどうなってるの。似たような事をやる訳だから

(三澤介護事業支援係長)

その事業の、住宅型有料老人ホームの設置に関しては、県の住宅型有料老人ホームの設置の事前審査要綱というのがありまして、建築確認申請の前に、周囲と必要な調整をして下さいよと、要綱に規定されているのですけれども、それに基づいて市としても意見書を出させていただいたという形になっています。

(伊賀委員)

実際三枝先生とかに会って、話はしてあるの。

(三澤介護事業支援係長)

そうですね。意見書を出す前に、関係機関とウイステリアさんを含めて話をさせていただいて、協力してやっていこうという話をいただいていると、そういう事で事業者の方からは伺っています。

(伊賀委員)

でも競争でね、妙に揉まれるとか、その辺しっかりとしないと。建物は許可して作ったけど、透析をやるといいながら、中々やらないといった可能性もあるわけですよ。だから、それだけ透析の人数がどれくらいの患者がいるかということですよ、この君津市で。よそから連れて来ればいいのだろうけど。そういうのは、メインでやっている玄ヶ堂とか中央病院とか出てくるけど、特に君津の場合では玄ヶ堂がやっているわけだから、その辺のバランスがどうなっているのかなと思ってね。

(議長)

具体的にこの公募の時にこの点数について、協力医療機関との連携体制について、どういったところで評価をされたんですか。

(三澤介護事業支援係長)

定期巡回の事業をやるにあたっての提携する医療機関という話になりますので、透析、透析室等は、特段関係の無いところを採点させて頂いております。協力医療機関としては、房総メディカルクリニックさんという所と提携する予定という事で、木更津ですが、今、アビタシオンさんが木更津で介護付き有料老人ホームをやっているんで、その提携医療機関となっているそうで、そこで連携するというお考えという事で伺っております。

(伊賀委員)

提携医療機関だとすると、もし具合が悪くなった時に入院するような所と提携するのが普通だと思うのだけど。どのような方法をとるのかね。そういうのがメインな所を計画していると思うけど。全て揃って、透析はやる、内科はやるで人が集まるっていうね。おそらく透析の人を受け入れておいて、それで透析しようということだと思うよね。そういうのは今あちこち、鈴木先生って富津市湊の方でもやっている。そこでも透析やって、隣にサービス付の高齢者向け住宅というのをやられて、そこに入れていらっしゃる方に透析をするという方法をとってるので。これも多分そういうことがメインなのかなと、21床もあるからね。その辺のところは難しいのでね。

(議長)

確かに医療機関についてはこの場では言えないのかもしれないですけど、いろいろと医療機関としては思うところが。まさに糖尿病患者を囲い込むっていう、透析があって、眼科があって内科があって、全部抱え込んだりかなっていうのはあって。歯医者さんが無くて良かったっていう。確かに、先生が仰るようにあと入院施設が無いので、入院の医療体制になった時に、結局、君津市の医療機関、結局そういう時だけに頼るとなるといって、そういう意味では協力体制はとれていないということとも言えると思いますね。外来診療はあるのかもしれないですけど、本当に看取り直前になった時に、じゃあ君津市の何処かの医療機関にポンと来られても、困ってしまう事が現状としては有るのかもしれないね。

(伊賀委員)

一回中央病院なんか頼んでも、やっぱりそうなるの良いのかもしれないよね。

(議長)

基本入院提供にはならないですね。中央病院も断ってくると思うので。

(伊賀委員)

難しいよね、そうなった時に利用者も困るんですよね。

(議長)

かと言って、透析もやっていますから、玄々堂もとらないと思いますし、そういう連携については、房総メディカル一本で果たしていいのかは、ちょっと疑問ですが。

(原委員)

すごく基本的な質問なのですが、今回ここで話し合っているのは、何を決めるというのがよく解らない。認可は要らないのですよね。作るといえば作っちゃんですよね。

(三澤介護事業支援係長)

住宅型有料老人ホームの部分については、もう事業者側で作るといえば、届出で出来ますので、許認可では無いので、それで出来てしまうというところがあります。医療機関と介護サービスの事業所については許認可になりますので、人員などの基準を満たした上でないと、指定できないと言う形になっています。

(原委員)

今この場で話し合うのは、認めるかどうかと言う事ですか。

(三澤介護事業支援係長)

今回は、第7期介護保険事業計画の中で、事業所を公募する計画を立てておきまして、公募した事業所が決まったことについてのご承認を頂きたいというものになります。

(津金澤委員)

でも、ここで承認しませんが、我々この責任持てません、この承認には、賛成できませんと言ったところで、指定の拒否は法律上出来ませんよね。市は。だから、ただのアリバイづくりの会議をしているだけですよね。

(濱松高齢者支援課長)

議を経るという事になっていますので。

(津金澤委員)

では、全会一致で駄目です、こんなのが来たら君津が大変な事に成りますとなった場合に、どういう結果が待っているんですか。ああそうですかで終わるんですよ。法律上、差し戻しができるのだったら、議論の余地が有るし、意見が皆ですりあわせて、ここはこうしたら良いのではないかと成るのですけれど、皆の意見を聞いたけど、市が決めた事だから後は宜しくねと言われても、そこのところ、賛成の手を挙げるのは、手が汚れるようで嫌だなと思いますけれども。

(濱松高齢者支援課長)

そこで否決をされたとしても、否決をされたという事実が残るとい形にはなると思いますが、その否決をもって指定できないという形には成らないかと。

(伊賀委員)

今までと違う方式のところだよね。混合型というか、全て揃ったというか。いかにも営利目的っていう感じもしないでもないですけどね。

(水野谷委員)

確かに特定施設入居者生活介護であれば、サービス量等を勘案して、場合によっては、拒む事も出来るという規定があるんですけども、先程説明がありましたように住宅型というふうになると、この有料老人ホームは、行政といえども、制止とかは出来ないということですよ。で、医療関係については、先程説明がありましたように、県の整備計画に基づいて成されるということですよ。市の方の介護保険の計画、7期の中で定期巡回の回数を増やすというそういう計画でここまで来て、そう中に応募があったので、現にそこで、応募に基づいて、採点もして、採点については3分の2を上まわっていたというところで、ついては、この委員会においては、定期巡回サービスそのものについて、業者に成りたいというところですかね。ただ色々な委員の先生方からだされたような、どうしても懸案があるのでそれはどうしても認可した上で、これからまた監視して下さいとか、その辺お願いしたい、そういうことで受け止めて頂ければ良いのかなと。

(議長)

そうですね、確かにいろいろ意見出ましたので、こちらを取りまとめて頂いてしっかり事業者に伝えていただいて、且つそれをしっかり評価して、もし何か問題があれば、またこの会議でしっかり報告して、お話をしていただきたいと思います。

(濱松高齢者支援課長)

ありがとうございます。

(議長)

では、議題2「地域密着型サービス事業者公募に係る事業者の選定について」原案のとおり承認される方の挙手をお願いいたします。

(議長)

挙手多数でございますので、議題2は承認されました。

続いて、議題3「介護予防支援業務を委託する事業所について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(入江地域包括支援室長)

議題3 介護予防支援業務を委託する事業所についてご説明させていただきます。今回、事前に配布させていただきました資料に、1枚の資料で追加で1件ございます。介護予防支援業務とは、要介護認定にて要支援1、2に認定された方が介護予防サービスを利用するにあたりまして、介護予防支援事業所であります地域包括支援センターが、介護予防サービス計画の作成やサービス事業者との連絡調整を行うものでございます。また、こちらにつきましては、介護保険の規定により居宅介護支援事業所に業務を委託することが可能となっております。また、委託にあたりましては公正、中立性を確保する観点から運営協議会の議を経ることとされております。なお、現在承認いただいておりますのは、前回、運営協議会で1件ご承認を頂きましたので、市内34、市外53、計87となっております。今回は事前にお送りしております1件に、追加1件の計2件のご審議をお願いいたします。1件目につきましては、受託者、社会福祉法人みどりの風、事業所名、介護相談みどりの風袖ヶ浦です。以前は、株式会社みどりの風として、平成26年度に当協議会の承認を受けていたものです。今年の11月1日に株式会社から社会福祉法人に変更になったことに伴いまして、再度承認をいただきたいものであります。みどりの風には、現在東部地域包括支援センター担当区域の方、1名の方が以前より利用されておまして、担当ケアマネジャーとの信頼関係も厚く、引き続きの利用を希望されております。本日の協議会の開催に先立ちまして、先日小樽会長、林副会長の方にご説明させていただきまして、事前承認という形で頂いておりますことをご報告させていただきます。続きまして、追加分として、受託者、株式会社アズライフ木更津、事業所名、ケアプランセンターこころ。こちらにつきましては介護付き有料老人ホーム、木更津真心生楽館に併設されているものでありまして、11月1日に開設されたものです。2件とも、提出書類の審査いたしましたところ問題等はございませんでした。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(議長)

ないようですので、議題3「介護予防支援業務を委託する事業所について」原案のと
おりの承認される方の挙手をお願いいたします。

(議長)

挙手全員でございますので、議題3は承認されました。

続いて、議題4「第8期介護保険事業計画の策定に向けた在宅介護実態調査について」
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(鳥居介護管理係長)

介護管理係の鳥居です。議題4、第8期介護保険事業計画の策定に向けた在宅介護実態
調査についてご説明させていただきます。

まず初めに、在宅介護実態調査の目的、概要についてですが、現行の君津市高齢者保健
福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定する際において、国の指針に基づき、これまでの
地域包括ケアシステムの構築という観点に加え、介護離職をなくしていくためにはどの
ようなサービスが必要かといった観点を盛り込むため、高齢者等の適切な在宅生活の継続
と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的と
して、主に在宅で要支援・要介護を受けている方を対象に実施した調査です。

次期計画の君津市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定にあたり、同様
の調査を引き続き実施するものとなります。

次に、本調査の基本的な考え方とありますが、調査の実施にあたりましては、国から郵
送調査ではなく、認定調査員による聞き取り調査が推奨されており、認定調査員の皆様
のご協力を得て実施するものです。この認定調査員による聞き取り調査とは、要支援・要
介護認定を受けた高齢者について、認定の更新時に定期的に行われる認定調査の機会を
活用し、第8期介護保険事業計画の策定に向けて、必要となる情報を収集して頂く
ものです。なお、本調査の多くは、日頃の認定調査の際に概況調査として聞き取っ
ている内容に含まれているものです。したがって、本調査は通常の認定調査で聞き
取った内容の一部を、準備された別の調査票に転記して頂くことを基本として
います。

次に、調査の対象者等についてご説明します。調査の対象者は、在宅で生活をして
いる要支援、要介護認定を受けている方のうち、更新申請、区分変更申請に伴う
認定調査を受ける方とします。調査期間については、平成31年1月から同年12
月までを予定しておりまして、調査対象人数については、国から適切な分析
を行うためには、おおむね600件程度のサンプル数確保が望ましいとのこと
から、600件の実施を想定しています。

最後に調査項目につきましては、前回の調査において、国が示した19項目
となりまして、事前に送付させていただきました、在宅介護実態調査調査票
を予定しております。こちらの調査を実施しまして、各種データと関連付け
した集計をもとに高齢者の在宅生活

の継続や、家族等介護者の就労継続を支援するサービスを把握しまして、次期介護保険事業計画へ盛り込んでいく形となります。

以上で、議題4 第8期介護保険事業計画の策定に向けた在宅介護実態調査についてのご説明とさせていただきます。

(林委員)

これの対象の調査員と言うのは市の調査員、プラス委託を受けた調査員と理解してよろしいのでしょうか。

(鳥居介護管理係長)

いえ、市の非常勤職員の認定調査員のみです。

(林委員)

もう1点、素晴らしい調査になってくるのではないかと期待しているんですけども、折角の調査ですので、介護事業計画のみではなくて、地域ケア会議等での課題として、ケア会議に、課題として情報提供するというお考えにはならないでしょうか。

(濱松高齢者支援課長)

それについては検討させて顶きたいと思います。なるべく情報については、詳らかにできればと思いますが、内容もありますので、それについては検討させていただきます。

(原委員)

前回の調査、第7期の時も同じ様な調査をしていますけど、その時の件数が100何件しかなかったのに、今回は600件ですか。

(鳥居介護管理係長)

そうですね、前回の期間としましては、4カ月と短かった事もありまして、今回国からサンプル数を多く取れるように今年度から調査を開始するように通達がきまして、今年度1月から実施して月50件程度と。

(原委員)

あと、認定審査会とかをやっていると、わりと変化の少ない人っていうのは36カ月にしているじゃないですか。そうすると、調査期間が1年くらいですよ。そうすると割合軽い人達は調査しないで、区分変更とか介護申請とかっていった人達ばかりが調査の対象になってきちゃうと、ちょっと重く出ちゃったりするのかなという。あまり反映しないようになってっちゃうのかなという感じもするんですけど。あと例えば、例えば、介護度の割合

に応じて人数を配分し調査する、人数を決めるとか、そういうような特別ないんですかね。

(鳥居介護管理係長)

そうですね、更新と区分変更申請のあった方について、調査を実施するというのが趣旨となっておりますので、敢えてその抽出の作業を行う予定とはしていないところです。

(水野谷委員)

今の原先生の質問に関連するんですけど、12カ月で600件ということですけど、意図して、要支援の方を何人、要介護1、2の人を何人、3、4、5の重い人を何人とかっていったような、バランスをはかるというか、調査対象者は。それは考えていなく、ただ月平均50人をランダムに選んで、月平均選んでということなんでしょうか。

(鳥居介護管理係長)

そうですね、抽出は行わずにですね。認定する調査する方の状況等もありますので、そちらの同意を得られた方に対する調査となりますので、特別抽出はしません。

(水野谷委員)

あと、今のご説明ですと、前回同様国が示した19項目と。検討が出来るかどうかのお願いなんですけれど、これは自由なんですけれど、ここでは、特養等への入所、入居の希望があるかどうかというところを持ってくると思う、これはすごく大事なことと思うんですけど、願わくば、特別養護老人ホームは、多床室なのか個室を希望するのかといったところを、これも分けて聞いて貰えると尚いいのかと思うのですけれども。今、特養3以上という風なことになっているのですが、対象者の方はそこらへん分からない方も居るでしょうし、現に私の老人ホームでいうと、80人くらいの方が入所希望台帳に載っていますけれど、その内の4割くらいは多床室を希望なんです。かつ介護1、2の人が並んでいるといったところなんです。そういうようなところで、特養という所を希望する人がどのくらい上がってくるかわからないんですけども、その中で分けて個室希望が何人、多床室を希望されているのかっていったところが分かると、これからの8期の計画を策定していくうえで、介護保険施設の整備計画を進める上でより良いデータが揃うのかなと思うところなんですけど、それは可能ですか。

(鳥居介護管理係長)

こちらの調査については難しいと思うんですけども、待機者の方に別途状況を聞く機会が、アンケートがあると思いますので、そちらでその項目に含められるかどうかというのは、検討したいと思います。

(水野谷委員)

あと、個人的にというか、知りたいのは個人の所得段階。そういったようなところが、どこに位置するのかというのも精査して頂けるといいのかなと思うんですけど、それも難しいよね。というのは、困って入院生活をされて、退院して慌てて特養に申請といった時に、個室代や部屋代がこんなにかかるというということを知らないっていうのがあって。また現に、私の施設でも、どうしても多床室を希望する方が多いということで、やむなく個室に入所されたんだけど、とにかく一日でも早く多床室に移してほしいっていうような、そんな要望も色濃いものですから、今ほとんどの施設が出来たところは、多床室を持たないで、ユニットばかりになっていますので。私は前、国の審議会である先生が、特養に多床室があるのは、人権蹂躪^{じゅうりんとん}だなんていうことを委員会で仰って、そこに同席していた市町村代表の方がその先生に対して、それはいくらなんでもいいすぎだろっていうような、そんなことのやりとりがあったようですけれども、そういう中で多床室っていうのを私は…、ユニットを持たない特養も大変かと思うんですけど、多床室を持たない特養もまた違った意味でたいへんなのかな、上総園を作る時に市の意見書ということで市長さんの所に行ったときに、市長さんが誰でも入れる特養を作ってくださいと、鶴の一言もあって、上総園も多床室をこさえたところですけど。要は君津市を見ると、低所得者が多いと。生活保護受給者も多いと。そういう中で個室には生活保護の人は入れないと、というようなことですよ、また、介護度でみると従前は療養型病床に次いで、老健の方が、介護度が重かったけれど、最近の特養が3以上じゃないと入れないということとか、そういう所得で部屋代なんか払えない、そういう生活困窮者が結果として、老健の方で受けていただいているっていう。で、老健の介護度は特養よりも今低くなってしまっているっていう、そういう状況なんですね。そういうようなところを考えて、これから8期の計画に生かしたい、また施設整備を進めるうえで元になるアンケート調査だと思いますので、できましたらそういう様なことが分かる範囲で聞いて貰えたらありがたいなという風を感じた所です。これは意見でございます。

(鳥居介護管理係長)

ありがとうございます。

(議長)

他に質問ございますか。

(安西委員)

在宅で生活している要支援、要介護者の内、更新申請の時って書いてありますけど、これは年間どのくらいいるんですか。600人対象ですけど、そのくらい、倍くらいいるんですか。

(鳥居介護管理係長)

29年度の実績で答えさせていただきますと、更新の申請の受付が2,169件ありました。区分変更申請の方は342件とあります。そういう状況です。

(安西委員)

じゃあ、これは今聞いた2,100と340を足してみても、その中から選ぶ人というのは、地区に関係なく大きく君津市全体でと、ということなのですね。で、月に50件というのは限定しちゃうんですか。そうじゃなくても、更新に来た時にどんどんやってしまうんですか。

(鳥居介護管理係長)

全ての方が出来る訳では無いので、前回の調査の際にも、4カ月で130件程度となっておりますので、それを抽出してしまうと全くサンプル数としては足りなくなってしまうので、全ての方において実施させていただきます。

(安西委員)

じゃあ、600件以上になることは無いですね。

(鳥居介護管理係長)

はい、約600件という形ですね。大幅に700件、800件ということにはいかないですね。600数件というのは有るかも知れないですけど。

(安西委員)

わかりました。

(津金澤委員)

今の質問に被るんですけども、600件という抽出は良いと思うんですけど、分母はどれくらいなんですか。要支援1から要介護5まで君津市に何人いるんでしょう。

(野村介護給付係長)

認定者数ということでいいますと、29年度末の数字で、4,031人。1号被保険者で。

(津金澤委員)

ということは、14.8%。14.8%を抽出して、次の市の計画に具体的にその数字を反映させるというと、根拠がかなり薄いかなと思うんですけども、やらないよりやっ

の方が絶対やった方がいいと思います。200件より600件の方がいいと思います。ただ次期計画に載せる為に600件じゃあまりにも少ないかなと気はしますので、そこは何か、件数を増やすとか、全く余地はないのですかね。例えば調査が大変だったら、事業者等をお願いして、データを集めることは出来ると思うんですよね。ただ、集計する手間というのは、恐らく市になるので、それはそんな数集まってもやれないよと言われてたらそれまでなんですけど。ただ電子データで入力していけば、ある程度の集計は簡単なので、折角やるんだったら、意味のある数字を出して貰って、こういう根拠があるから今回こういう計画なんですよと、納得できるような計画を立てて欲しいなと思うんですけどね。じゃないと、さっきの有料老人ホームみたいなことがまた3年後に起こるんで。

(野村介護給付係長)

すみません、私の方で認定者数ということで、4,031人と申し上げましたけど、対象者が居宅ということになりますので。私の数字の押さえ方が悪かったのかなと思いついて、居宅のサービス受給者数で言いますと、2,108人。

(津金澤委員)

受給じゃないです。65歳以上です。65歳以上で、在宅で住んでいる人です。サービスを使っていない要支援1がいる訳ですよね。世の中に沢山。その数字が欲しいんです。

(野村介護給付係長)

認定者数。そうするとやはり4,000かなと。ただ、調査の対象者が在宅というところになるので、在宅というところですよ。

(津金澤委員)

施設に生活している人は、生活ニーズを持っていないという意味で言ってるんですか。そもそもこの調査自体が介護離職を防止するためのデータ作りをしましょう、ということで始まる調査なんですよ。で、国が指針を出しているんですよ。前回の日常生活圏域のニーズ調査とは意味合いが違うところまで分かったんですけど、そうはいつでも折角調査はするのだから介護離職だけを拾うんじゃなくて、いい話もありましたけども、各地区で恐らくニーズは変わってくると思うので、細かいニーズをきちっと拾い上げて、次の計画に乗せるっていうエビデンス作りにしたらどうですか、って提案してるんです。でも面倒くさいからやらないよって言ったらそれでかまわないけども。これだと、老人が老人を介護しています。認知症が認知症を介護しています。これは生活保護です、ハイリスクな家庭がなかなか上がってこない調査なので、調査項目に関しても、もう一つ踏み込んで考えてもらえると、意味がある調査結果になっていくんじゃないのかな、という提案です。こうしてくれって言っても多分してくれないので、提案だけしときます。

(安西委員)

この600件というのは、国から示された数字ではないんですか。

(鳥居介護管理係長)

国から示された数字です。

(安西委員)

君津市は600件やって下さいよと、示されたという数字なんですか。

(鳥居介護管理係長)

君津市は、ということでは無くてですね、人口が10万人以上の自治体においては、概ね600件ということで示されておりまして、君津市については10月末現在85,000人程度となっておりますけれども、10万人に近い数字となりますので、600件を目指して予定として挙げております。

(安西委員)

これやっぱり、さっき仰たように2,169人と400何人、まあ3,000人いる内でも、全部が全部、協力が得られる訳ではないですよ。自分が拒んだ人は拒んだって、やらないよって言った人に無理にやってもらうにはいかないでしょ。更新しなくてはいけない人がそれだけいても、結局賛同を得られる人のものですね。だから介護度が、あるいはきっと認定というか固まっちゃう場合もありますよね。要介護1、要支援1の人は何人と言うことは無いのでしょうか。ただ協力してくれる人で、地区も選ばない、それもやらないで、協力してくれる人を600人を対象に調査するということですよ。

(鳥居介護管理係長)

そうですね。やっぱり国の方から認定調査員による調査と、それが期間的にサンプル数が集まらない程の状況であれば、郵送調査ということで示されてもあるんですけども、そちらについては先程が仰た通りに介護の負担が重たなくて、調査への協力の余力が大きい方に偏りがちになってしまうことから、認定調査員の方をですね。

(安西委員)

そういうことは、例えば私が該当者になってこういうのが送られて来たにしても、見てははっきりいって面倒くさいじゃないですか。やはり、要介護いくつもの人は、こんな真剣に聞かれればね、ちゃんと答えますけどね。これ郵送で来たところで、何かいいことが書いてあっても、そっちの方は見ない、この調査の方をみて、ああ面倒くさいなんて、やらない方が多いじゃないかと思うんですけどもね。聞き取りってことは非常にいいこ

とだと思っんですけれどね。

(鳥居介護管理係長)

調査員の聞き取り調査にあたって、主な介護者等がついて調査する方も多くなりま
すので、必ずしも1対1で調査をする訳ではありません。

(安西委員)

趣旨はわかりました。

(津金澤委員)

若干前後しちゃいますけど、こういう調査をしても、小櫃、亀山、鹿野山のニーズは上
がってこないの、この調査結果をもってして、小櫃、亀山、鹿野山にはニーズは無いよ
というような計画はたてないでくれとはっきり言いたいです。絶対あがってこないですよ
ね、これじゃあね。山間部のニーズは。

(野村介護給付係長)

割合としては、

(津金澤委員)

必ず計画の時に、そういったニーズがあるんじゃないのって言ったら、調査したけど上
がって来ませんと毎回言われるので、いかななものかと思っているんで、それを最初から
止めておきたいと思って言ってるんです。全数が出来ないんであれば、地域でみるとか、
きちんとその地域、地域のニーズを拾うような努力はすべきなんじゃないかなと思ってま
す。

(議長)

ちなみにこの結果は、どういうふうに評価されて、いつ示されるのですか。

(三澤介護事業支援係長)

今回も前回と同様だと思っんですけれども、この調査をとりまとめて、計画策定の資料
とさせて頂くということと、あわせて調査の結果を公表させて頂く形となります。

(議長)

どこで。

(三澤介護事業支援係長)

ホームページ上とかですね。こちらの協議会の方も、当然ご提示はさせていただきます。

(議長)

他にございませんでしょうか。

それでは、意見がないようですので、議題4「第8期介護保険事業計画の策定に向けた在宅介護実態調査について」ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(議長)

挙手多数ということで、議題4は承認されました。

以上で本日の議題は全て終了しました。皆様貴重なご意見ありがとうございました。

(議長)

あと1点だけ、今日も先ほどまでにいろいろな委員からご意見があつて、半分ちょっと市の方に宿題みたいなものもあつたと思うんですけども、議事録とかを是非確認したいんですが、前回の9月分はまだホームページ上アップされていないようなのですが、大体どのくらいを目安にアップされると思ってよろしいでしょうか。

(鳥居介護管理係長)

今、作成中でありまして、出来るだけ早くですね、2か月程度、この意見等の確認も必要となりますので、1、2か月程度を考えて頂ければと思うんですが。まだ1回目があがっていないのでそちらを先に、すぐですね。

(議長)

出来ればこの協議会の最初の時に、前回その後の宿題みたいな感じでの、どういう対応が得られるのかなど、確認したかったんですが、ちょっと議事録が無いので言った言わないがありませんので、ちょっとそういうのは、なるべく早く整理して頂けるようにしてもらいたいという風に思います。

(鳥居介護管理係長)

わかりました。

(水野谷委員)

よろしいでしょうか。ここではいろんな介護保険について、もろもろ協議する場だという風に思ってますけれども、見渡して、新しい介護予防日常生活支援総合事業、それから包括的支援事業、任意事業というのが横たわっていて、特に包括的支援事業については、

地域包括支援センターの運営ということで、今日は冒頭の議題でご審議頂いた様ですが、これは運営がもうすでになされているということと、2つ目の在宅医療介護連携の推進。これも緒について来たのかなという風に印象を持っています。あと、認知症施策の推進、これもですね、先生方にサポート医の研修を受けて頂いたりとか、初期集中支援チームもあり方など、見えてきたのかなと思ってます。そういう中で申し上げたいのが、生活支援サービスの生活支援コーディネーターですね、これは国の方では18年4月までには各市町村立ち上げるということで、本市においては、社協さんが1層の部分を担当ということで、立ち上がっているという風に認識しております。1層については全市を対象に広域的に活動していくということですので、社協さんがコーディネーターを担当というのは利にかなっているというか、良かったのかなと思っております。肝心の2層、3層のところを担当する生活支援コーディネーターがですね、まだ立ちあがっていないように思います。こういったところ、所々はぜひ市の方も検討して頂いて、この2層、3層のコーディネーターをお願いしたい、早く配置、設置をお願いしたいという風に思うところです。そうはいても、実際近隣市を見てもですね、この2層、3層のところは、中々上手く配置が定まっていないというのが、実状でもあるかと思っております。なんで難しいかと言うと、ひとつはコーディネーターさんそのもののやる仕事が漠然としてなんかすっきりしていないというところが1つと、それでいて、生活支援コーディネーターには相当な力量、見識を求められる。介護保険のことも分かってないといけないし、地域の公益福祉とかそういったところも、あるいは有料ボランティアさんとか、自治会の皆さんとかそういった方との顔の見える関係といったことも出来ている人じゃないと難しいのかなと、それで市の皆さんも今悩んでいるのかなと推察するところですが、その中でですね、立ち上げをお願いしたい、2層、3層をつかさどる生活支援コーディネーターをいずれにしてもそういう状況ではあるけれども、できるだけ早く配置をしてほしいということと、そのうえでもう一つ、協議体ですか。これが無いと2層も3層も機能しないだろうし、1層も、社協さんの方も仕事をするうえでも前に進められないのかなという風にも考えるところです。この運営協議体、あるいは合議体ですが、市の方が今おやりになっているのですか。あるいはどういう風な、考え、構想、予定をお持ちなのか、ちょっとお聞かせ頂けたらと思うのですが。

(入江地域包括支援室長)

ご意見ありがとうございます。現状はですね、確かに第1層、社協さんに置かせていただいているのがあるのみです。当然ながら、今後ですね、第2層置かなくてはならないという認識で進めております。具体的な今の進め方、これを色々調べて行くと、近隣市もそうですし、全国的なやり方と似ているのですけれども、今回この第2層、また協議体といわれるものの何が難しいかと言うと、今委員が仰ったように、ただ単にその人がやるというのではなくて、スキルというんでしょうか、人との付き合いのスキル、地域のやる気

を起こさせられるような力がある方っていうのが求められておると思っております。そういう方をまず見つけるというのが一番難しいところでして、今考えておりますのは、市民の方を集めたセミナー的なものやればと考えております。当然、その中では正直私たちが講師というわけではなくてですね、一つの案としては、さわやか財団という全国的に推進している財団がございますので、そちらの方から講師の方をお呼びしまして、市民を対象とした勉強会を開く。そのなかで、講演を受けてくれた方から、やる気のある方はどれだけいますかという形で手上げ方式を考えております。参考までにこのやり方を日本全国あちこちで行っているという実績があるんですけども、例えば館山市の方ではそういう講演会の方を開きまして、まずかなり人数が集まってくれた。200～300人講演会に集まってました。200～300の内訳というのは、たぶん民生委員さんであったり色々な方、お仕事をされている方も含めてお声をかけて集まっていたようであります。その中で、実際皆さんどうでしょうか、次のステップとして、これ参加してみませんか、という形で手上げ方式でやったら、100名近くの方が手を挙げてくれたようなんですね。ただその方達に、引き続き何回かのお勉強会というのを開いて行って、それでもやってくれる方という形を少しずつ見つけていきたいと考えています。今思っているのはですね、その中である程度人数が集まった段階で、その方々に君津の地区、8地区ございませけれども、8地区ごとの協議体のメンバーとしてやって頂けないかなと。やる気がある現場で皆さん考えていきましょうよと。その中で、場合によっては必然的にリーダー的な方が出てくる可能性がありますので、そういった方が第2層のコーディネーターとしてやって頂けないかという形の段階で考えおります。その第2層のコーディネーターという方、8地区で集まるでしょうから、そういった方等を含めた形で、今度第1層の協議会を組織していくような形で、第1層、第2層、第3層とピラミッドの形をイメージして貰えば分かりやすいんですけども、ピラミッドで言えば下の方からですね、組み立てて行きたいなという風に考えております。

(水野谷委員)

セミナーやって手上げ式というのもそうかと思うんですけども、やりたい人と生活支援コーディネーターとしての力を発揮できる方、またそのすみ分け、見極めるのは難しいと思うんですよね。8地区があって、そこ毎にバランスよく配分する、これはその通りにして貰いたいなという風に思うんですけども、もう一つ、ニーズが集まっている所、包括支援センター、ここも生活支援だとか総合相談だとかでいつもそれをやっていますので、こことの有機的な連携ということも図って貰わないといけないと思いますので、手上げ式というところだけじゃなくて、包括支援センターのところにより近いところにも是非配置をお願いしたいと思えますし、公民館とかも公民館ごとに色々なことをやっておりますので、そういったところに置いておくということも一つ考えられるかなという風に思うんですけども、現場を持っている人に、手を挙げたからとしちゃうと、現場が忙しくて、

肝心のコーディネーターの仕事が上手く発揮できないというのが有るかと思います。生活支援コーディネーターという人は、できれば地域福祉計画だとかそういうところにも登場して、そこでこういう組織化とか市民活動とかこういう事をやった方が良いでしょうよみたいな、そういうことも発言して貰う位の人が望ましいと思いますので、そういったところ出来るだけ早くして下さい。また次回の時にでもその辺の報告を期待したいと思います。

(濱松高齢者支援課長)

人選につきましては、今このお話しして頂いた手法をとりますし、今ご提案頂いた団体等の中からですね、地域の実情、状況に応じて色々な捉え方があるかなと思いますので、全てを画一的にやるという形では無くて、やっていければなと思っておりますので。迅速にですね、やりたいと思いますので。

(議長)

他にありますでしょうか。

(伊賀委員)

私これ、さっき賛成しなかったのだけれど、手を挙げなかったんだけど、その理由としてはこれ全部つけて貰わないと。図面。これは4階建て。

(三澤介護事業支援係長)

3階建てになります。

(伊賀委員)

その2階、3階が住まいとなる訳でしょ。建物を許可するというのを最初に言わないと。で、医療機関というのは医療整備課がやる訳だ。建物を許可するんだったら、その図面をつけて貰わないと、皆さんよく解らないということあるんじゃないかと思うのだけれども。私はそういうことで賛成はしなかった。理由としては。今度からはそういうのを付けてもらいたい。

(津金澤委員)

ひとつ最後に、先程介護人材足りてるんじゃないかって話ありましたが、ちょっと調べたらケアマネージャー試験が終わってまして、千葉県合格率は9.46%、157人しか千葉県は合格してませんので、来年度はケアマネージャーの不足から始まると思います。これはエビデンスとなるとと思いますので。以上です。

(議長)

他によろしいでしょうか。では、今日色々な意見が出ましたので、そこを事務局の方で作成して頂いたうえで、次回の時にでもですね。市のご回答というのを是非委員に示していただいて、足りない資料とかがもし補えるのであれば補って頂いて、委員が納得できるようなご回答をお願いしたいと思います。

(濱松高齢者支援課長)

小樽会長ありがとうございました。事務局から何か報告等ありますか。

(鳥居介護管理係長)

次回の会議の開催についてご連絡させていただきます。次回の会議は3月中を予定しておりますので、委員の皆様におかれましてはお忙しい中大変恐縮ですが、日程調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

4 閉 会

(濱松高齢者支援課長)

以上をもちまして、介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます、本日は誠にありがとうございました。